

ケアプラン シエント 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社シエント（以下「事業者」という。）が設置するケアプランシエント（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場で行うものとする。

3 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプラン シエント
- (2) 所在地 岐阜県恵那市大井町2220番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 当事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （非常勤・介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2) 介護支援専門員 1名 （非常勤職員1名 管理者と兼務）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

- (3) 事務職員 0名（非常勤職員）

事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

2 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

1 介護支援専門員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供される場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供するものとする。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。

3 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めるものとする。

4 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じるものとする。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

2 通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収するものとする。

(1) 自動車の場合 事業所から1km 30円

(2) 公共の交通機関の場合はその実額とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。又、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、恵那市・中津川市の区域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第9条 現に指定居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定居宅介護支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る福祉サービス事業者等

に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 4 指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第10条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者等からの相談・苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き（担当職員：管理者）、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族等に説明するものとする。

（個人情報の保護）

第11条 当事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 当事業所は他の福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 当事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後3カ月以内

（2）継続研修 年1回以上

- 2 当事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 当事業所は、利用者等に対する指定居宅介護支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護支援を完結した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年9月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年7月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成31年1月11日から施行する。